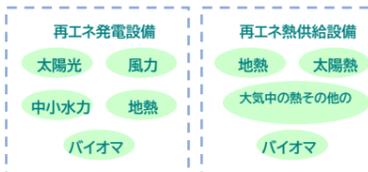


地域脱炭素化促進事業とは

温対法の規定に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るもので、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みです。この度の法改正により、地域における再生可能エネルギー設備の設置までの手続が効率化され、市町村から認定を受けた事業者は、関係許可等手続のワンストップ化や配慮書手続の省略(県基準が設定されている場合に限り)などの特例を受けることができるようになりました。

地域脱炭素化促進施設の整備

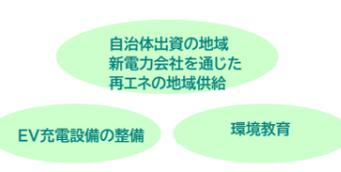
地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する地域の脱炭素化のための施設の整備



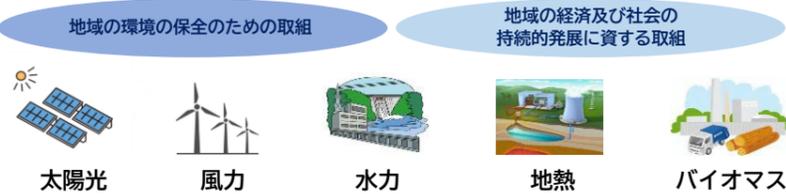
※再エネ海域利用法や港湾法等において規律されています

地域の脱炭素化のための取組

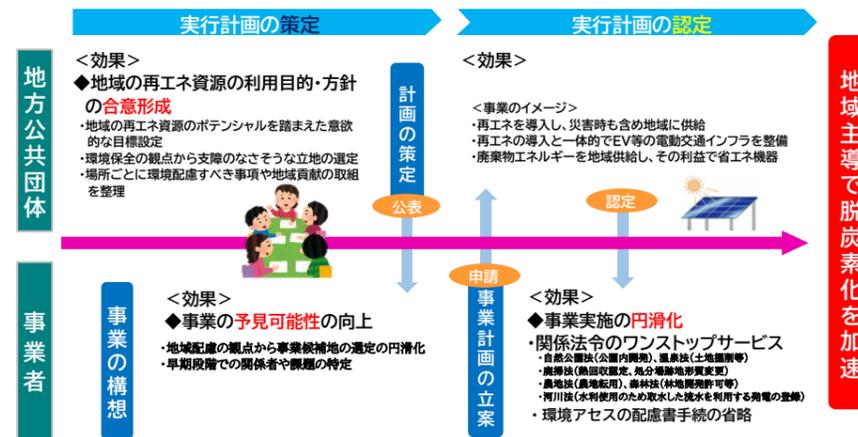
区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組(先の施設整備と一体的に実施)



※上記はイメージの一例



地域脱炭素化促進事業の仕組みに期待される効果



計画への位置づけ

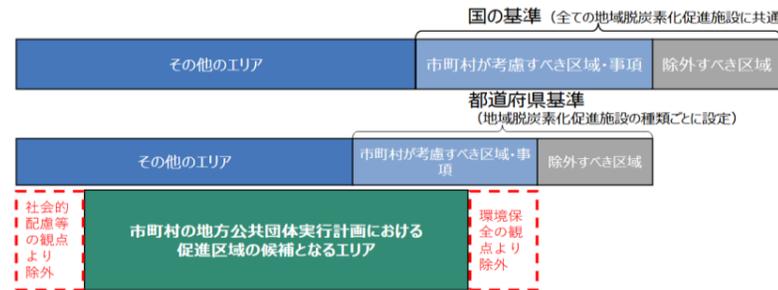
改正温対法第21条第4項の規定により、市が策定する実行計画(区域施策編)に「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めることが努力義務化されました。これを受け、本市は、「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」に基づき、阿南市環境保全率先行計画(区域施策編)において「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定め、地

事業実施の基本的な考え方

- 1 地域住民にとって安心・安全な再エネの導入促進**
県基準に基づき、地域脱炭素化促進事業を実施することにより、促進区域内の再エネ設備による災害リスク等を回避し、市民と共生する安心・安全な再エネ導入の促進を図ります。
- 2 阿南の豊かな自然・生態系・景観配慮した再エネ導入促進**
阿南の豊かな自然環境と共生し、地域特有の景観や伝統文化と調和した再エネ導入の促進を図ります。
- 3 地域社会・地域経済の健全な発展に資する再エネの導入促進**
地域経済の発展(雇用創出・事業機会の創出)や地域課題の解決につながる再エネ導入の促進を図ります。

促進区域の設定に関する考え方

促進区域は、地域脱炭素化促進事業を推進するため、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県基準に基づいて市町村が設定する区域で、本区域内で実施される再エネ事業が特例等の対象となります。



○国が定める環境保全に係る基準により促進区域に含めない区域を除外

○促進区域を設定するに当たり考慮が必要な区域・事項を設定

環境保全・社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項

○県が定める環境保全に係る基準

「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」(令和4年7月)

○市が定める考慮すべき事項の設定

- 【市が設定した促進区域に含めない区域】
- 都市公園及びその他の講演(都市公園法)
 - 市指定文化財(阿南市文化財保護条例)

具体的な設定方法

- 広域ゾーニング(広域的な観点から再エネの導入の促進区域を抽出)
- 地区・街区指定型(普及啓発や補助事業を重点的に行う区域を抽出)
- ★公有地・公共施設活用品(活用を図りたい公有地・公表施設を抽出)
- ★事業者提案型(個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定)

採用

区域施策編に位置づける「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」

- 1 地域脱炭素化促進事業の目標**
市内の再生可能エネルギー導入量
基準：令和2(2020年度)83,656kW
目標：令和12(2030年度)87,956kW(4,300kWの増)
- 2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)** ※事業者提案も可
・市が所有する公共施設の屋根
・市が所有する土地
- 3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模**
種類：太陽光発電
規模：個別の事業ごとに、20,000kW未満
- 4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項**
地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者等に供給すること
- 5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実行すべき取組に関する事項**
 - ① 地域の環境の保全のための取組**
 - 反射光対策
 - 騒音の防止、回避又は低減する措置
 - 水の濁りを回避又は低減する措置
 - 重要な地形及び地質への影響に対する措置
 - 土地の安定性への影響に対する措置
 - 生態系への影響に対する措置
 - 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響に対する措置
 - 主要な人と自然との触れ合いの場への影響に対する措置
 - 埋蔵文化財等への配慮
 - ② 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**
 - 地域課題の解決につながる
 - 地域の防災対策の推進に資すること
 - 地域経済の活性化に貢献すること
 - 広く市民が参加して実施されること

地域脱炭素化促進事業計画の認定の手続



地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、認定申請前に協議会に協議しなければなりません。事前協議は、阿南市地球温暖化対策推進協議会において協議することとし、必要に応じて、事業者、自治会長、関係団体等の意見を聴くこととしています。



事前の協議は「阿南市地球温暖化対策推進協議会」の枠組みを活用して行う。